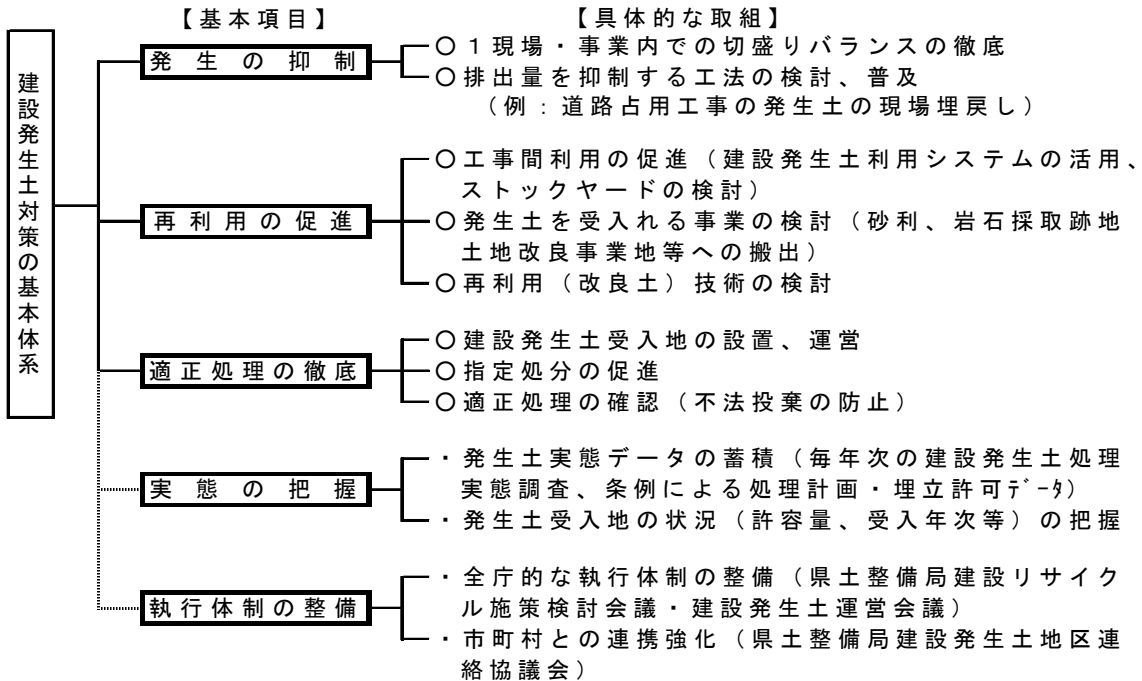


建設発生土の有効利用・適正処理について

1 公共建設発生土対策について

(1) 建設発生土対策の基本体系

- ・県では、工事発注者の責務として建設発生土の適正処理を推進しています。
- ・「発生の抑制」「再利用の促進」「適正処理の徹底」を3本柱に施策を推進しています。

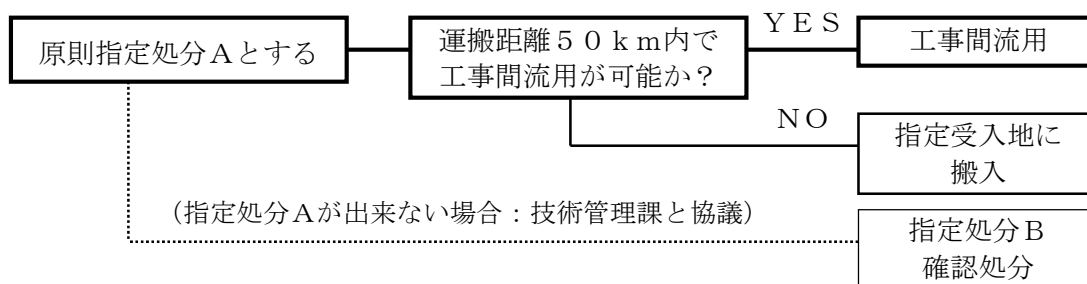


(参考)

- 建設副産物適正処理推進要綱
(平成5年1月12日建設省経建発第3号、建設事務次官通達)
(平成14年5月30日改正国官総第122号他)
要旨：処理する方法、処分先や受入条件を明示するとともに必要な経費を計上する。
搬出の抑制及び工事間の利用の促進
- 事業執行における積算等の留意事項について
(平成4年8月5日建設省厚発第321号他、建設大臣官房地方厚生課長他通知)
要旨：原則として指定処分とする
- 条件明示について
(平成14年3月28日国官技第369号、国土交通大臣官房技術調査課長他通知)
要旨：残土の受入場所、距離、時間等の条件、再利用及び減量化の内容を設計図書に明示する。
- 公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について
(平成18年6月12日国官技第47号他、大臣官房技術調査課長他通知)
要旨：発生土は原則として50kmの範囲の他の建設工事へ搬出、発生土を利用する場合は50kmの範囲の他の建設工事の発生土を利用する。

(2) 公共建設発生土の処理実務

① 処理方法の決定フロー



- 不良土（第4種建設発生土や浚渫土砂等）の処理については、脱水処理（天日干し等）や改良材混合等の土質改良を行い、上記フロー図により処理する。（建設汚泥は、建設廃棄物として処理する。）
- 不良土を指定受入地にて処理する場合、次の処理方法について経済比較を行い、安価な処理方法を採用する。
 - 1 土質改良により通常（第1～3種建設発生土）の指定受入地へ搬入する。（ただし、受入地により改良土の受入を行わない場合があるので注意）
 - 2 不良土のまま受入が可能なら、指定受入地へ搬入する。

② 指定処分A

処理方法	設計又は見積の時点で建設発生土の受入地を指定して処理する方法
受入地の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂を必要とする工事箇所（工事間利用） ・土砂の再利用になる受入地（（公財）神奈川県都市整備技術センター受入地、砂利・岩石採取跡地、その他公的受入地） ・その他
処理料金	受入地ごとに設定した料金
運搬距離	50kmを上限とした実距離

③ 例外的な処理

指定処分Aにできない理由がある場合

処理方法	設計または見積の時点で建設発生土の受入地を指定しないで処理する方法
受入地の種類	工事請負者に受入地を選定させ、確認届を提出させ、適正を確認した受入地

処理名称	指定処分B	確認処分
摘要	1 工事 1,000 m ³ 以上	1 工事 1,000 m ³ 未満
運搬距離	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に基づいた距離を計上し、受入地が決まった時点で50kmの範囲内で変更する。 ・なお、受入地が複数の場合は、受入地ごとに変更する。 ・ただし、受入地が県外の場合は変更しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に基づいた距離を計上する。 ・受入地によって距離の変更はしない。

(3) 建設発生土積載時等の注意

○ 標準現場説明書による施工条件明示

ア 明示した内容

契約履行にあたっての留意事項中に以下 2 項目を明示した。

- ① 「(7) 土砂、工事用資材等の積載状態の管理にあたっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積み運動を徹底してください。」
- ② 「(8)ディーゼル自動車等の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号) を遵守してください。」

イ 県土整備局工事標準現場説明書 (抜粋)

(平成 26 年 5 月 16 日適用)

B 契約履行にあたっての留意事項

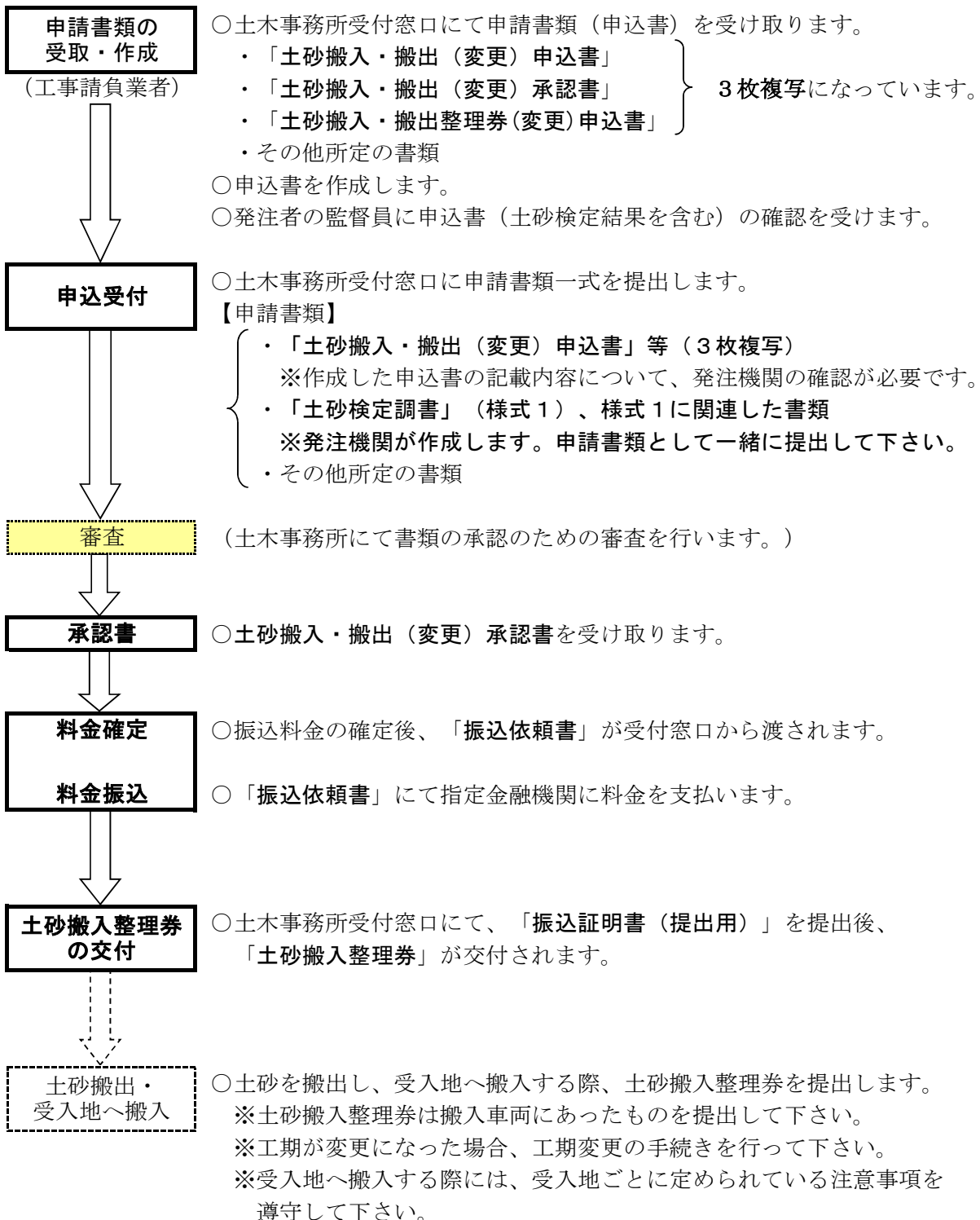
5 県公共工事における工事用貨物自動車等による過積載の防止等

請負者は、工事施工に伴うコンクリート打設、土砂及び工事用資材等を運搬する大型貨物自動車等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を守ってください。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないでください。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないでください。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土、建設廃棄物の搬出及び工事用資材等の購入等にあたっては、下請契約における受注者及び資材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。
- (4) 不正改造大型貨物自動車は使用しないでください。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和 42 年 8 月 2 日法律第 131 号)を遵守し、同法第 12 条に規定する交通事故の防止を図るための措置等の事項について取り組んでいる者の使用の促進に努めてください。
- (6) 下請契約における受注者又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関し大型貨物自動車等で悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除してください。
- (7) 土砂、工事用資材等の積載状態の管理にあたっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積み運動を徹底してください。
- (8) ディーゼル自動車等の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号)を遵守してください。
- (9) 以上のことについて下請契約における受注者を指導するとともに、工事現場に「不正改造大型貨物自動車の排除の徹底」の掲示を行ってください。

(4) 「土砂搬入整理券」の申請から交付までの流れについて

次に示す手続きの流れは、公共建設発生土受入地であって（公財）神奈川県都市整備技術センターが関与している受入地に、建設発生土を搬出する場合の流れを示したものです。



* 柵建設資源広域利用センター(UCR)受入地については、上記手続きと基本的な流れは変わりませんが、申込書の名称、申請書類等に異なる点がありますので、土木(治水)事務所受付窓口にて手続きを確認して下さい。

* 政令市(川崎市)受入地や他の民間受入地については、それぞれ上記手続きと異なりますので、発注機関担当者に確認の上、建設発生土の搬出手続きを行って下さい。

(対象受入地)

小田原市江ノ浦・厚木市七沢・愛川町田代・中井町雑色・松田町寄・山北町第二川西・
山北町第三川西・山北町谷ヶ・相模原市寸沢嵐・横須賀市長坂

公共建設発生土の処理に関する注意事項

1 土砂搬入申込みにあたっての注意事項

次の点に注意し、申込みを行うようお願いいたします。

(1) 土砂搬入搬出（変更）申込書

- ・受入地名は、設計書で指定した受入地と一致させる。
- ・受入単価の適用年度は、設計書の受入単価の適用年度と一致させる。
- ・発注者の監督員に申込書（土砂検定結果を含む）の確認を受けた上で申込み。

(2) 土砂検定調書

- ・最新の土砂検定基準に則した様式を原則利用するが、基準改定の移行措置で旧土砂検定基準を適用する場合は旧基準の土砂検定調書を利用する。

(3) 検定試験結果証明書

- ・溶出量調査、含有量調査等の検査項目が検定試験日の基準に合っているか確認。

(4) その他

- ・現場条件による検定試験試料の採取方法、検定数等に疑事が生じた場合は、発注者に確認し、検定のやり直しにならないようにする。
- ・土砂搬入整理券を即時に求めるケースが多くあるが、発券までには申請書の確認・決裁等、事務処理に10日程度を要するため、処理期間を見越した申込みを行う。

2 土砂の搬入にあたっての注意事項

次の点に注意し、受入地へ適正な土砂の搬入を行うようお願いいたします。

(1) 搬入が認められた期間の遵守

- ・土砂搬入整理券に記載された期間を超えて土砂を搬入しない。
- ・期間を超えて搬出が必要な場合は、変更申請手続きを行う。
- ・土砂搬入整理券に記載された車種と異なる車で搬入をしない。
- ・過積載での搬入を行わない。

(2) 搬入土砂の土の性状

- ・受入地へ搬入する土砂にC o 殻等の廃棄物を混入させない。
- ・水分を多く含む土砂は、現場で脱水するなど、第3種建設発生土（通常の施工性が確保されるコーン指数400以上の粘性土）以上の性状に改善してから受入地に搬入。

(3) 受入地との搬出工程調整

- ・週間建設発生土搬出計画工程表を必ず送付してください。
- ・発生土の搬出工程に大きな変更がある場合は、受入地と調整してください。

3 土砂搬入整理券の払戻しについて

- ・未使用の土砂搬入整理券は変更申請手続きを行い、確実に払戻しを行うようお願いいたします。

4 【土砂搬入整理券】の過不足に対する対応について

下記のとおり再周知いたします。今後、土木事務所受付窓口にて同資料等を発券時に配布してまいります。なお、昨年度、土砂搬入整理券の過不足する事例がありましたので、あらためて御注意くださるようお願いいたします。

公共工事請負者の皆様へ

平成25年11月1日

公益財団法人
神奈川県整備技術センター

【土砂搬入整理券】の過不足に対する対応について(お願い)

日頃、公益財団法人 神奈川県整備技術センターの公共建設発土受入地の整備運営には、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、「土砂搬入整理券」につきましては、設計数量に見合った必要枚数をご購入していただいておりますが、設計の誤差や、ダンプトラックの積込みの状況により、「土砂搬入整理券」に過不足が生ずる場合があります。その場合、次により対応することとしておりますのでご承知ください。

記

(1) 【土砂搬入整理券】が不足した場合

- 1) 工事の発注者と協議していただき、変更対応により、追加購入願うことが基本です。
- 2) 発土の単位体積重量が重いことによるものは、事前にご相談ください。

(2) 【土砂搬入整理券】が余った場合

- 1) 設計数量に於の変更がある場合は、還付請求で対応願います。
- 2) 設計数量の変更がない場合は、「土砂搬入整理券」2枚綴りを受入地の窓口までお持ち下さし、設計数量が搬入されたこと見なし、押印後、半券をお返しいたします。

事務担当は、工務課
TEL 0467-58-2936

参考 【土砂搬入整理券】に過不足が生じる原因と基本的な対応について

【土砂搬入整理券】が余ってしまったり、足りなくなってしまう等の過不足が生じる原因としては、次の様なケースが考えられます。その様な場合の対応、対処方法について、併せて取りまとめさせていただきます。過不足が発生しそうな場合の参考としていただき、事前の対応、対応をお願いいたします。

ありがちな過不足の原因	対応、対処方法
① 設計図と現地と相違があり、発生する土量が増えた。(土砂搬入整理券)が不足する。	早めに発注者にご相談していただき、設計変更で対応願えると思います。
② 設計図と現地と相違があり、発生する土量が減った。(土砂搬入整理券)余ってしまった。	早めに発注者にご相談していただき、設計変更で対応願えると思います。 土砂搬入・搬出(変更)申込書で還付の請求をしてください。
③ 設計図と現地との相違はないが、「土砂搬入整理券」に不足が生じている。	ダンプの積載量を確認し、不足していれば修正してください。 それでも【土砂搬入整理券】が不足する場合は、発注者と協議し、必要に応じて追加で搬入することとなります。(設計変更で対応するかは、発注者の判断となります。)
④ 設計図と現地との相違はないが、「土砂搬入整理券」が余りすぎている。	ダンプへの積載量を確認し、積み過ぎであれば修正してください。 それでも最終的に【土砂搬入整理券】が余ってしまった場合は、受入地の窓口にて「土砂搬入整理券」2枚綴りをお持ち下さい。押印後、半券をお返しいたしますので、検査書へ添付してください。
⑤ 発土の単位体積重量が重く、所定の土量を積載すると過積載となるため「土砂搬入整理券」が不足してしまう。	発注者と協議し、当技術センターにご相談ください。状況を確認し、必要に応じて「土砂搬入整理券」を頒行いたします。

注) 1. ①、② の場合、設計変更が必要となりますので、早めに発注者にご相談ください。
2. ⑤ の場合も、調査等に時間を要しますので事前にご相談願います。
3. いずれの場合も当技術センターに連絡いただければ、アドレス等も行えますのでご相談ください。

(対象受入地)

UCR 横浜鈴繁埠頭・横須賀市久里浜港

建設発生土をUCR受入地に搬入する場合の注意点等について（お知らせ）

建設発生土をUCR受入地の「横浜鈴繁埠頭」、「大磯町大磯港」及び「横須賀市久里浜港」に搬入する場合には、最終処分地の所在地で適用される「土砂の埋め立て条例」に基づく許可申請をUCR（UCRと協定を締結した業者）が行っていますが、最近、この手続きに時間を要する案件が出ていますので、参考までに、注意点等をお知らせいたします。

○地質分析方法の確認

- ・地質分析項目や試料採取方法は、各受入地で異なり、また、年度途中で変更となることもあるので、地質分析の試料採取を行う前に、必ず、事前にUCRホームページ、UCR受入地利用案内等で地質分析方法の確認をお願いします。

※UCRホームページ (<http://www.ucr.co.jp>)

UCR受入地利用案内も掲載されています。

○試料採取

「揮発性物質」（遮光性ガラス瓶）と「揮発性物質を除く地質分析試験項目」（チャック袋）の2試料を採取しますが、混合方法が受入地で異なります。

・「横浜鈴繁埠頭」

「揮発性物質」、「揮発性物質を除く地質分析試験項目」とともに5地点を混合します。

・「横須賀市久里浜港」

「揮発性物質を除く地質分析試験項目」は5地点を混合しますが、「揮発性物質」は1点で採取し、5地点で試料採取をしません。

事例：「横須賀市久里浜港」の案件で、試料採取の写真に、5地点で「遮光性ガラス瓶」が撮影されていて、混合した可能性があるとして推測された。

○土砂の土量計算書

- ・試料採取地点（写真など）が、搬入土砂の対象となっているか、よく確認してください。

事例：設計では掘削深さがGL-0.3であるが、試料採取地点が写真だとGL-0.5となっていて、掘削土砂の対象外となっている。

○申込手続き期間の確保

- ・発券までには、申請書の確認、搬出先の自治体の許可等、申込み手続きに1ヶ月程度を要するため、処理期間を見越した申込みを行ってください。